

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第(42)号

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市福祉事務所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表洛西福祉事務所の項中「保護第一係長 保護第二係長」を「保護係長」に改め、同表醍醐福祉事務所の項中「保護第五係長」を削り、同条第6項中「保健福祉局保健福祉部適正給付推進担当部長」を「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進担当部長」に改め、同条第8項表以外の部分中「保健福祉局保健福祉部適正給付推進課」を「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課」に改め、同項の表その他の職員の項中「保健福祉局保健福祉部適正給付推進課勤務」を「保健福祉局保健福祉部監査適正給付推進課勤務」に改める。

第5条保護課の項第3号中「及び」を「、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用の調整及び要請の実施並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)